

令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）から 法人税等及び消費税等の「申告書等用紙」※ の送付を取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数、中間申告分の法人税額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します。
（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）

（※） 「申告書等用紙」とは、法人税等確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税等確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

- 「申告書等用紙」につきましても、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面の「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



ホームページはこちら

法人番号7000012050002

